

8

ブルータウン鈴蘭台住宅地

協定区域	北区君影町6丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1976年9月1日
	面積	7,231.03 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 1990年12月4日 更新 2001年9月18日 更新 2011年9月16日 更新 2021年9月16日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2021年9月16日～2031年9月15日(10年)
協定内容の概要				
(1) 建築物は1区画に1戸建てとし、敷地分割をしないこと。 (2) 建築物の用途は、専用住宅、診療所及び次に掲げる兼用住宅とすること。 ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ウ 理髪店、美容院 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (3) 敷地、地盤は現況を著しく変更しないこと。				
※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。				

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

8 ブルータウン鈴蘭台住宅地建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

位置図

